**教育・保育施設の利用定員の変更について**

資料４

**１．所掌事務**

大東市子ども・子育て会議の所掌事務は、大東市附属機関条例において、「子ども・子育て支援法第７７条第１項各号に掲げる事項、大東市次世代育成支援対策行動計画に関する事項その他子ども・子育て支援に関する事項についての調査審議に関する事務」と定められています。

**《子ども・子育て支援法抜粋》**

|  |
| --- |
| （市町村等における合議制の機関）**第７７条** 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。（１） **特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第３１条第２項に規定する事項を処理すること**。（２） 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第４３条第３項に規定する事項を処理すること。（３） 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第６１条第７項に規定する事項を処理すること。（４） 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。（特定教育・保育施設の確認）**第３１条** 第２７条第１項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、**当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて**、市町村長が行う。（１） 認定こども園 第１９条第１項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分（２） 幼稚園 第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分（３） 保育所 第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分２　市町村長は、前項の規定により**特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは**、あらかじめ、第７７条第１項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の**意見を聴かなければならない**。３　市町村長は、第１項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。 |

**２．認可定員と利用定員**

|  |  |
| --- | --- |
| 認可定員 | 教育・保育施設の設置に当たり学校教育法，児童福祉法，認定こども園法に基づき設定する定員です |
| 利用定員 | 子ども・子育て支援法により確認時に設定する定員です。給付単価（委託費）の根拠となるものです。 |

**《子ども・子育て支援新制度に係る認可・確認主体》**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 給付種別 | 施設事業の類型 | 認可主体 | 確認主体 |
| 施設型給付 | 認定こども園 | 幼保連携型 | 大阪府 | 大東市 |
| 幼稚園型 |
| 保育所型 |
| 地方裁量型 |
| 幼稚園 |
| 保育園 |
| 地域型保育給付 | 小規模保育事業等 | 大東市 | 大東市 |

**３．利用定員の考え方**

　・令和２年３月に策定した「第２期子ども・子育て支援事業計画」は、重点的に取り組む施策の１つとして「就学前教育・保育サービスの提供体制の再構築」を掲げております。これは、利用ニーズに応じた柔軟な利用定員の見直しに取り組むものです。

・利用定員の見直しに関する考え方について、令和２年１２月に開催された子ども・子育て会議において、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業等の定員変更に関する以下のルール付けを行っております。

　　　**《利用定員の見直しに関するルール》**

①実際の入所児童数が認可定員を**恒常的に下回る施設**については、利用定員を認可定員よりも少ない人数で設定できる。ただし、新たな利用定員は**実利用人数の見込数を下回らない**こととする。

②施設利用率が年間平均で１２０％を超える状況が恒常化している場合は、適切に利用定員の見直しを行う

③「恒常化」の期間は、概ね３年間とする

**４．変更予定施設**

・各施設の「実員」は令和６年１２月１日時点の在園児数です。（受託含む）

**①ひらりす保育園（認可保育所➡幼保連携型認定こども園への移行）**



・令和７年４月１日より、幼保連携型認定こども園へ移行することに伴い、１号認定

　　児童を各年齢児５名ずつ定員設定します。

　・２号・３号認定児童については、低年齢の入所希望が多い状況が続いていることか

ら、３号認定を増員、２号認定を減員します。（全体の人数に変更はありません）

**②大東中央幼稚園（1号認定こどもの利用定員の変更）**（受託除く）



・利用状況に合わせた１号認定こどもの利用定員の見直しを行います

**５．子ども・子育て支援事業計画との関連性について**

　・今回の変更により、東部地域の保育利用定員の内訳が一部変わります。

《地域別利用状況》

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 令和５年４月 | 令和６年４月 | 令和７年４月 |
| ２号 | ３号 | ２号 | ３号 | ２号 | ３号 |
| 北部 | 利用者数 | 319 | 169 | 300 | 169 |  |  |
| 利用定員 | 333 | 171 | 333 | 171 | 333 | 171 |
| 東部 | 利用者数 | 400 | 259 | 407 | 263 |  |  |
| 利用定員 | 400 | 269 | 400 | 269 | **392** | **277** |
| 南部 | 利用者数 | 319 | 234 | 308 | 233 |  |  |
| 利用定員 | 296 | 262 | 296 | 262 | 296 | 262 |
| 西部 | 利用者数 | 458 | 333 | 462 | 341 |  |  |
| 利用定員 | 494 | 370 | 486 | 356 | 486 | 356 |
| 合計 | 利用者数 | 1,496 | 995 | 1,477 | 1,006 |  |  |
| 利用定員 | 1,523 | 1,072 | 1,515 | 1,058 | 1,507 | 1,066 |